

中土佐町立小中学校ホームページ作成上のガイドライン

中土佐町教育委員会
2020.11.01

中土佐町立小中学校における、ホームページ作成についてのガイドラインを、下記のとおり定める。

■ 基本的事項

ホームページ作成にあたっては、下記の3つの基本事項に配慮する。

1. 「知的所有権」
2. 「個人情報」
3. 「人権」

■ 目的

1 学校広報としての役割をもった情報発信をする。

- (ア) 学校要覧として公開されてきたものを基本とし、学校の概要と、連絡手段を明示するようにする。
- (イ) 各校の教育活動についての理解を促すために、学校の実践・創造的活動内容を公開する。

2 学習の一環として、情報発信をする。

- (ア) 学習のまとめを発信することで、情報社会に参画する態度を養う。

■ 作成内容について

ホームページ作成については、特に、児童のプライバシーの保護、人権への配慮、知的所有権（著作権や肖像権など）の3点に気をつけ、以下の項目を順守して作成する。

1 学校ホームページに必ず掲載するべきもの

- (ア) 学校教育目標
- (イ) 研究主題
- (ウ) 学校行事予定
- (エ) いじめ対策基本方針
- (オ) 本ガイドライン

2 掲載してはならないもの

- (ア) 個人生活に関する情報→実名、国籍、本籍、住所、電話番号、生年月日、家族構成など
- (イ) 著作権のあるもの→アニメや漫画などのキャラクターの似顔絵、本や新聞の記事や写真
- (ウ) 他人の誹謗・中傷や差別につながるようなこと
- (エ) その他、学校長が、学校から不特定多数に対して発信する情報として不相当と判断する内容（営利目的、法令及び公序良俗違反など）

3 条件付きで掲載するもの

- (ア) 児童写真→第三者が閲覧して、個人名が特定できないものにする。
例) 2名以上の児童保護者がうつっているもの。
- (イ) 児童の作品（絵画や工作など）→教育上効果があると認められた上で、保護者の承諾を得る。
- (ウ) 個人名が特定される写真→保護者の承諾を得る。
例) 児童1名がうつっており、名前も掲載されているもの。
- (エ) 新聞記事、写真など著作権のあるもの→著作権者に承諾を得る。
- (オ) 児童名→姓もしくは名前のみとする。
(ただし、保護者からの承諾がとれたものは、フルネームもよい。)

■ 作成上の注意

- 1 作成ページに関しては、原則として、作成年月日などを明示する。
- 2 作成したページは、高知県教育ネット上にアップロードする。
- 3 アップロードは、各校 1 台ずつ設置している専用ソフトをインストールしたパソコンより行う。

■ 責任範囲について

1 責任者について

高知県教育ネットのサーバー内にある学校ホームページに掲載された情報について、学校長は責任を負う。

2 HP 管理責任者について

学校長は、インターネット利用及びホームページ作成の適正を図るために、HP 管理責任者をおく。

HP 管理責任者は、作成されたページが本ガイドラインにそったものであるか検討する。検討されたページは、校長の決裁をうけた上で、HP 管理責任者又はその指揮監督を受けた教職員がサーバーにアップする。

■ その他

1 掲載情報に対する指摘への対応

学校が児童生徒に関する掲載情報について、本人又は保護者から掲載内容の訂正や削除の要請を受けた場合には、速やかに要請に対応した措置を講じる。著作に係る情報について当該著作権者から要請があった場合も同様とする。その他、閲覧者等から掲載情報の内容について指摘を受けた場合には、速やかに協議し、適切な措置を講じることとする。

2 本ガイドラインの見直し

ネット社会における情報モラルの考え方の進展に伴い、このガイドラインに示した事項については、定期的な検討と加筆・修正を行う。

3 保護者の承諾は書面にて得るものとする。